



発行 東京都

目次

- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し(二一件)……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………(同)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 駐車監視員資格者講習の実施……………(同)……………四
- 当せん金付証券の発売委託……………(財務局主計部公債課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………七

雑報

○当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………八

告示

●東京都告示第千二百三十一号

令和元年東京都告示第十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月四日

東京都知事 小池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

港区三田五丁目六十六番四

令和三年九月七日

●東京都告示第千二百三十二号

平成十三年東京都告示第七百七十六号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月四日

東京都知事 小池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
中央区日本橋一丁目四番、三十二番の 令和三年八月三十一日
一部及び三十四番

●東京都告示第千二百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
港区三田五丁目六十六番四の一部 令和三年九月七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百三十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月四日

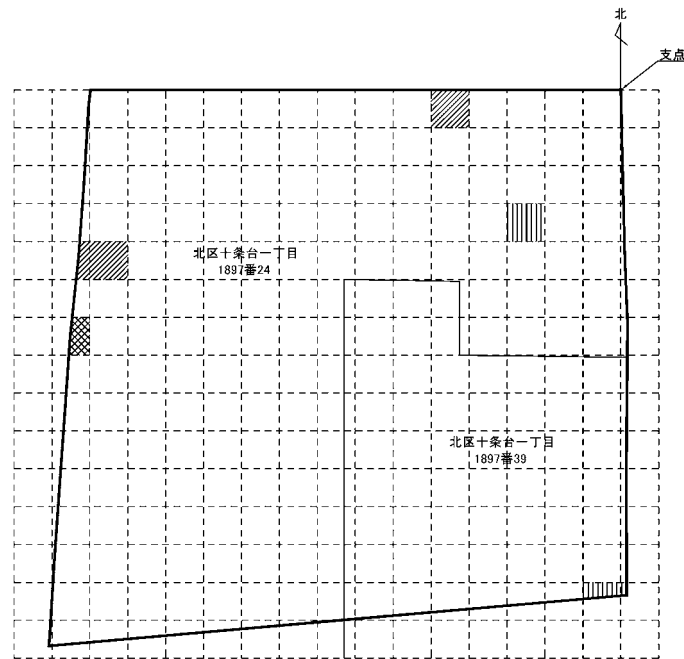
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区十条台一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第1079号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第987号により指定した区域)
- ▮ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、北区十条台一丁目1897番24の最北端とする。

【格子の回転角度(0度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百三十五号

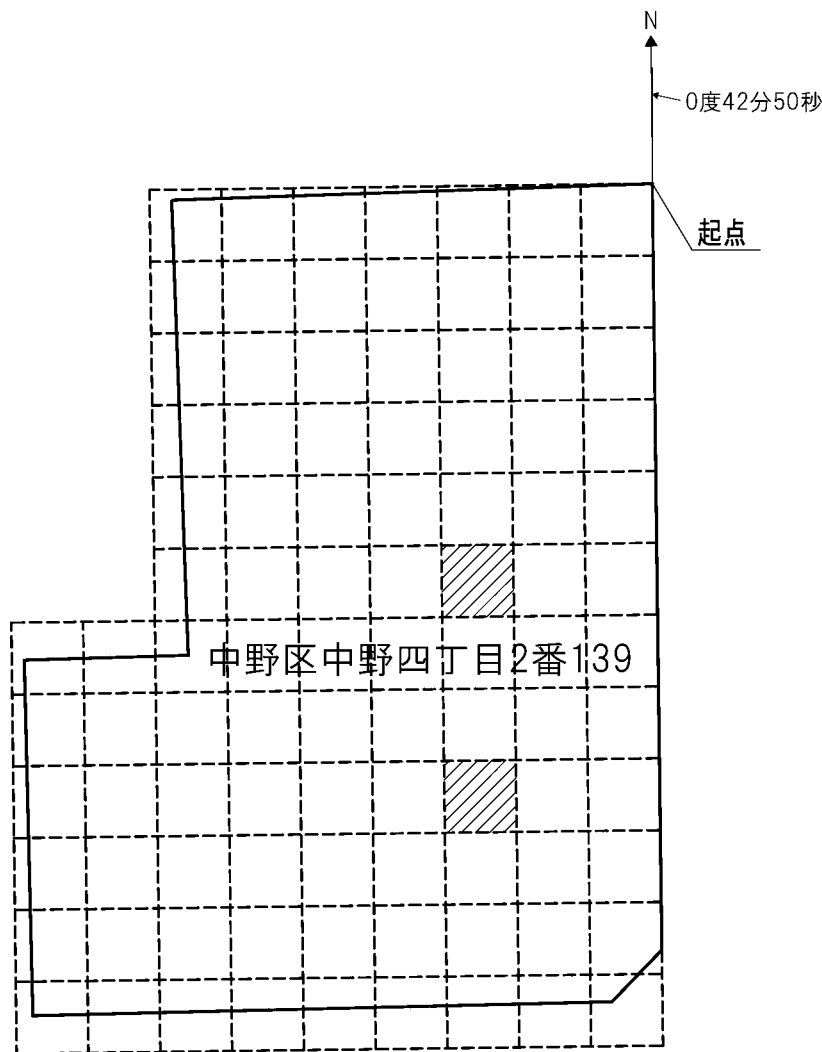
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百三十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区中野四丁目内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界・敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、中野区中野四丁目2番139の最北端とする。

【格子の回転角度 0度42分50秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年十月五日から発生する。

令和三年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

小笠原高島加入区

小笠原母島加入区

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第275号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月4日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施日時

(1) 第1回

ア 講習

令和3年11月29日（月曜日）及び同月30日（火曜日）の2日間
午前9時から午後5時10分まで

イ 考查

令和3年12月11日（土曜日）
午前9時30分から午前10時30分まで

(2) 第2回

ア 講習

令和3年12月2日（木曜日）及び同月3日（金曜日）の2日間
午前9時から午後5時10分まで

イ 考查

令和3年12月11日（土曜日）
午後2時50分から午後3時50分まで

2 講習の実施場所

有明フロンティアビル B棟5階会議室
江東区有明三丁目7番26号

3 講習予定人員

160名（予定人員になり次第締め切る。）
なお、講習予定人員のうち、第1回及び第2回は各80名とする。

4 申込手続

(1) 受付期間

令和3年10月18日（月曜日）から同月20日（水曜日）まで
(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通（駐車監視員資格者講習申込書は、日曜日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(5) 受講手数料

20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03(3581)4321 内線 7870-5123

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和三年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百二十三回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚

三 証票金額 一枚百円

四 発売期間 令和四年一月五日から同月二十五日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して一億七千四百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千五百七十八万一千六百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千八百五十万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年一月五日から同年二月一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千九百十六万九千七百円
八	その他発売経費	発売総額に対して千四百万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	十億円 五百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年一月十二日から同年二月
五	当せん金の総額	一日まで
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千二百七十八万六千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千二百二十万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年二月九日から同年三月一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億七千四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千五百七十八万一千六百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千八百五十万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十七回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年二月九日から同年三月八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億四千二百五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百八十五万二千元
八	その他発売経費	発売総額に対して千六百五十六万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十八回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年三月五日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億六千五百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五千五百二十七万八千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して三千六百七十二万円
九	受託申請期限	令和三年十月十八日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千五百二十九回東京都宝くじ

- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証票金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和四年三月九日から同月三十一日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八千四百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千六十二万五千九百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千四百八十万円
- 九 受託申請期限 令和三年十月十八日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年十月四日

- 一 店舗名 東京都知事 小池 百合子
- 二 店舗所在地 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業
- 三 設置者名 中央区八重洲二丁目一番ほか八重洲二丁目北地区市街地再開発組合ほか一名
- 四 設置者住所 中央区八重洲二丁目七番二号ほか未定
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和四年八月一日
- 七 店舗面積の合計 四千八百二十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 五十九台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 六十台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 千六平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 百三十七・八八立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 二十四時間営業ほか
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 二十四時間営業ほか
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四箇所 店舗南側ほか
- 十六 荷さばき施設に 二十四時間

において荷さばきを行うことができる時間帯

十七 届出日 令和三年九月十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和三年十月四日から令和四年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年十月四日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 店舗名 西友町田店</p>	<p>二 店舗所在地 町田市森野一丁目十四番十七号</p>	<p>三 設置者名 有限会社澁谷ビル</p>	<p>四 設置者住所 町田市森野一丁目十四番十号</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか八名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか八名</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 愛知県名古屋市中区栄二丁目一番一號(株式会社キャプテン)</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目六番三十四号(株式会社キャプテン)</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー(合同会社西友)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫(合同会社西友)</p>	<p>十二 変更日 令和三年三月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 令和三年九月九日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一號)</p>	<p>十五 縦覧期間 令和三年十月四日から令和四年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和三年十月四日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称) コーンズ・ハウスⅡ</p> <p>二 店舗所在地 港区芝三丁目四十六番三ほか</p> <p>三 設置者名 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド</p> <p>四 意見 ア 聴取者 港区長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 令和三年九月十五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一號)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年十月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>															
<p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 令和三年九月十五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一號)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年十月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和三年十月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名 (一)ア 店舗名 (仮称) 美ささ不動産西八王子駅前商業施設ビル イ 店舗所在地 八王子市散田町三丁目七百四十五番一ほか ウ 設置者名 美ささ不動産株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名 スーパービバホーム東久留米店 イ 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目二番地ほか ウ 設置者名 株式会社S M B C信託銀行</p> <p>(三)ア 店舗名 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク</p>															

雑報

イ 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号

ウ 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントほか五名

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日

令和三年九月十四日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和三年十月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年十月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

第九百十回全国自治宝くじ

十八億円 九百万枚

一枚二百円

令和四年一月十二日から同年二月八日まで

発売総額に対して八億五千五百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して一億六千六百八十二万四千九百円

発売総額に対して一億三百五十万円

令和三年十月十八日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第九百十一回全国自治宝くじ

四十億円 二千万枚

一枚二百円

令和四年三月二十六日から同年三月三十一日まで

発売総額に対して十九億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して三億八千五百七十二万六千円

令和三年十月十八日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第九百十四回全国自治宝くじ

十五億円 五百万枚

一枚三百円

令和四年三月五日から同月三十一日まで

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数
- 三 証券金額
- 四 発売期間

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数
- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

<p>五 当せん金の総額 六 委託対象事務の範囲 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 八 その他発売経費 九 受託申請期限 十 その他</p> <p>発売総額に対して六億九千万円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務 発売総額に対して一億一千七百八万四千円 発売総額に対して一億二千五百四十万円 令和三年十月十八日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。</p>	<p>一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額 六 委託対象事務の範囲 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 八 その他発売経費 九 受託申請期限 十 その他</p> <p>第九百十五回全国自治宝くじ 十六億円 八百万枚 令和四年三月五日から同月三十一日まで 発売総額に対して七億六千万円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務 発売総額に対して一億四千八百二十万九千六百 円 発売総額に対して九千二百万円 令和三年十月十八日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。</p>	<p>一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額 六 委託対象事務の範囲 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 八 その他発売経費 九 受託申請期限 十 その他</p> <p>第九百十六回全国自治宝くじ 六億円 六百万枚 令和四年三月五日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億八千八百万円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務 発売総額に対して六千四百四十八万二千円 発売総額に対して五千二十二万円 令和三年十月十八日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。</p>
---	--	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

